

不当要求にあったら

日ごろの準備と「三ない運動」の推進

ごろからの準備が必要です。 不当要求に対抗するためには、 対応マニュアルの作成など、 日

要点を紹介します。会社などで準備しておきましょう。 ここでは、どのような準備が必要なのか、また、具体的な対応の

日ごろの準備

立させることなく組織的対応が重要 訪したときは、 不当要求を行う団体関係者等が来 対応する担当者を孤

心がけ、被害にあわないための体制 づくりをしておきましょう。 日ごろから、次に紹介する事項に

①トップの危機管理意識

- トップ自らが、「不当な要求には絶 姿勢を示し、毅然とした社風を構 築していく。 対に応じない」という基本方針と
- 担当者が気楽に報告できる雰囲気 づくりを行う。

②社内の体制づくり

- あらかじめ対応責任者、補助者等 を指定しておき、対応マニュアル 通報手順等を定めておく。
- 対応責任者は、組織を代表して応 の回答を準備しておく。 対に当たることから、組織として

応対する応接室を決めておき、 撮影機器等をセットしておく

ター) が開催する「不当要求防止責 応接室に暴力追放ポスターや暴力 了書等を掲げておく。 任者講習会」などを受講し、受講修 追放運動推進センター(暴追セン

③警察・暴追センターとの連絡

警察や暴追センターとの連携を保 設けておく。 事案の発生に備え担当窓口を

「三ない運動」 の推 進

要です。 がりをもたないという強い意志が必 を許さないためには、暴力団とつな と報道されているように、不当要求 は、暴力団幹部によるものであった 不当要求による長崎市長銃撃事件

見せている「三ない運動」がありま ンターを中心に、全国的な広がりを 暴力団追放の動きとして、暴追セ

> ○「三ない運動」とは 力に推し進めていく必要があります。 緊密にし、この「三ない運動」を強 民・行政・企業・警察が連携を

市

①暴力団を「利用しない」

それが暴力団の姿勢です。 全てを「金づるにする」

②暴力団を「恐れない」

恐れることは暴力団を助長させ 恐れは「誤ったイメージから」

③暴力団に「金を出さない」

なります。 暴力団を支援・容認することに 金が「腐れ縁の元」

不当要求にあったら

早期相談が重要です。 をすればよいでしょうか。 問題解決には、毅然とした対応と 不当要求にあったらどういう対応

○不当要求の具体的な対応の要点

相手の確認と用件の確認=対応責 状を確認しましょう。 す。相手が代理人の場合は、 任者へ報告し、応接室へ案内しま 委任

応対場所 (自社の応接室等) ません。相手より多い 所には出向いてはいけ 暴力団等の指定する場 をしておきましょう。 人数で応対し、役割分担 の選定=

> 失言・言葉尻などに注意する=「申 最初に対応時間を明確にする=相 ために可能な限り短くしましょう。 手のペースに飲まれることを防ぐ し訳ありません」、「検討します」等

書類の作成・署名・押印=後日 物です。 があるので署名や押印は絶対に禁 品要求の材料等に悪用されること

即答や約束はしない=組織的に応 してはいけません。 対し、相手の要求に即答や約束は

られ、次回以降もトップを出せ等 トップは対応させない=決裁権を と食って掛かられます。 持った者が応対すると、 即答を迫

認したことになりかねません。ま 湯茶の接待をしない=居座りを容 使用されることがあります。 た、湯飲み茶碗等を脅しの道具に

応対内容の記録化=犯罪検挙や行 モや録音、撮影を勧めます。 要です。相手に明確に告げて、 政処分、民事訴訟の証拠として必

何かあったらすぐに警察に通報

との連携が早期 暴追センター等 日ごろから警察 解決につながり



は禁物です。

勢力の存在と不当な要求を許さない

に取り組んでいきましょう。

み「松浦地域の結束力」で対決していかなければなりません。

今後は、本委員会と松浦署が強力なスクラムを組んで、暴力団等反社会

「安全で安心な住みよい松浦市づく

となって、暴力団を許さない環境づくり、利用しない環境づくりに取り組暴力団等を壊滅するためには、警察・行政・松浦市の企業・住民が一体

社会経済情勢の変化に対応して多様化・不透明化してきています。

皆さんご存知のように、暴力団等の反社会勢力は、その資金獲得活動を

本山

松浦警察署長

不当要求に対する取 り組

不当要求を許すな!

会や組織づくりなどが行われています。 不当要求に対抗するため、 県内の企業や自治体などでは 研修

介します。 ここでは、 市内での不当要求に対するさまざまな取り組みを紹

|松浦魚市場の取り組み

27 日 れました。 場おさかなドームの会議室で開催さ の防止に関する要綱制定大会が7月 松浦魚市場で発生する不当要求等 松浦市地方卸売市場松浦魚市

松浦魚市場内では、 電話で人権

察·行政·企業·

住民がスクラムを組んで

防止対策委員会顧問松浦魚市場内における不当要求行為の

制定し、 不当要求等の防止に関する要綱」 つ目となる「松浦魚市場で発生する 崎魚市場、 求する事件等が発生しています。 護団体を名乗り、 (会員58社)では、県内の魚市では長 このことを受け、松浦魚市場協会 制定大会を開きました。 佐世保魚市場に次いで3 機関誌の購入を要



松浦地区暴力追放運動 進協議会 (暴追協) 推

するとしています。 の安全を守り、

られています。 暴力団追放運動の推進を目的につく ンター) の下部組織として、松浦市の 力団追放県民会議(長崎県の暴追セ 追放運動も忘れてはなりません。 不当要求を許さないためには暴力団 松浦地区暴追協は、(財)長崎県暴 暴力団その他の反社会勢力による

をはじめ農協・漁協・市内企業が集 などを行っています。 相談活動(暴力団被害相談所の開設) ロールなどの暴排活動や広報活動 意識を持ち、講話や年末年始のパト い、暴力団を許さないという共通 まって組織され、暴力団を利用しな 松浦市長を会長とし、松浦警察 署

安全・安心なまちづくり

います。 ながる明るいまちづくりをすすめて し、暴力行為根絶を目指し、次代へつ い都市宣言」を行い、市民が一致団結 市は、今年6月、「暴力のない明る

ます。 生活できるまちづくりをすすめてい 用しながら市民が安全で・安心して 市建設工事等暴力団対策要綱」等を活 止及び対策に関する要綱」や としても「松浦市不当要求行為等の防 また、 松浦魚市場だけでなく行政 「松浦

あらゆる不当要求行為等に対しては、

組織的に対処することで、会員の身

市場内の秩序を維持

があります。 もとに結束して取り組んでいく必要 当要求を許さない」という強い意識の には、市民・行政・企業・警察が「不 その安全・安心なまちづくりのため

相談しましょう。 対応で困ったときは、一人(一企業) で悩まず、まず次のようなところに 不当要求などを受けた場合や苦情

相談先

○松浦警察署

○県警本部暴力追放テレホン

2095 - 822 - 0007

(財) 長崎県暴力団追放県民会議 (暴力追放運動推進センター)

2095 - 825 - 0893